

家屋の課税判断实例

＜課税対象となる例＞

支柱がコンクリートで固着されており、土地への定着性が認められます。

また、屋根及び周壁（三方向）により、外気分断性が認められます。さらに、車庫としての用途性も認められます。以上3つの要件にあてはまるため、課税対象となります。



＜課税対象とならない例＞

支柱はコンクリートにより固着され屋根を有していますが、周壁がなく外気分断性が認められないため、課税対象とはなりません。

